◎千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)

改正前 改正後 (交通規制の対象から除く車両) (交通規制の対象から除く車両)

第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規第2条の3 制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各 号に掲げるとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両(駐車禁 止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該 通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。) は、 次のとおりとする。

ア~カ (略)

キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章 (別記第1号様式の2)を掲出しているもの

(r)~(a) (略)

- (サ) 次のいずれかに掲げる用途のため、医師等が使用中の車両
 - a 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当
 - b 医師の指示を受けて行う保健師、看護師又は准看護師の緊急訪 問
 - c 助産師の緊急訪問

(シ)~(セ) (略)

ク (略)

2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を 有する者であつて県内で用務を行おうとするもの(前項第4号クに係る駐 有する者であつて県内で用務を行おうとするもの(前項第4号クに係る駐 車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所 を有する者に限る。)が通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車 標章(以下この条において「標章」という。)の交付を受けようとすると

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) (略)

ア~カ (略)

キ (略)

 $(\mathcal{P}) \sim (\mathcal{I})$ (略)

(サ) 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当の ため使用中の車両

(シ)~(セ) (略)

ク (略)

車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所 を有する者に限る。)が次の各号に掲げる標章の交付を受けようとすると きは、当該各号に定める申請書2通を県内に住所又は事務所を有する者に

きは、除外標章交付申請書(別記第1号様式の5)2通を県内に住所又は 事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長 を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものに あつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならな 1

(削る。)

(削る。)

3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第 3号才に係るものにあつては同号才に掲げる車両、同項第4号キに係るも のにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに 掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付し なければならない。

(略) 4 · 5

- 6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著(新設) しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書(別記第1 号様式の6)により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安 委員会に標章の再交付を申請することができる。
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、 | 速やかに除外標章記載事項変更届(別記第1号様式の7) に記載事項の変 更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長 を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなけ ればならない。
- 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第5項の規定に違反したときは、6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、 当該標章の返納を命ずることができる。
- 9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた 7

あつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事 務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄り の署長を経て公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 通行禁止除外指定車標章 通行禁止除外指定車標章交付申請書(別 記第1号様式の5)
- (2) 駐車禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章交付申請書(前 項第4号キに係るものにあつては別記第1号様式の6、同号クに係る ものにあつては別記第1号様式の7)
- 3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るも のにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに 掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外 指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章(以下この条において「標章」と いう。) を交付しなければならない。

4 · 5 (略)

当該標章の返納を命ずることができる。

ときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあつては、亡失した標章)を 公安委員会に返納しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(署長の駐車許可)

|第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、

|第5条 (略) 法第45条第1項の規定による許可をするものとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されて いない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認 められること。
 - ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理 由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要 がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法2 (略) 第49条の5の規定による許可をするものとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されて いない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認 められること。
 - ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理 由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要 がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記 第4号様式) 2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなけれ 第4号様式) 2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなけれ ばならない。ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が 県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、 つの警察署に提出すれば足りる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(署長の駐車許可)

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されて いない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不 可能と認められること。
- ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要が ある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されて いない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不 可能と認められること。
- ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要が ある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

ばならない。

(略)

- 「駐車許可証」という。)を交付しなければならない。
- いる間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。
- 7 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅(新設) 失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申 請書(別記第4号様式の2)により当該駐車許可証を交付した署長に駐車 許可証の再交付を申請することができる。
- 8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生 (新設) じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届(別記第4号様式の2の 2) に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交 付した署長に提出しなければならない。

(放置違反金の納付命令)

- のとする。
- (略)

(弁明書等の提出)

記第4号様式の2の4)により行うものとする。

(略)

(放置違反金の督促)

- |第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20|第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20| 日以内に督促状(別記第4号様式の2の5)により行うものとする。
- 2 (略)

(滞納処分)

- 第5条の2の5 (略)
- | 2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収 2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収

(略)

- 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証(別記第4号様式)<mark>(以下</mark>5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証(別記第4号様式)を交付 しなければならない。
- 駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させて|6 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車 させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

(放置違反金の納付命令)

- 第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令する第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令する ときは、放置違反金納付命令書(別記第4号様式の2の3)により行うも」ときは、放置違反金納付命令書(別記第4号様式の2)により行うものと する。
 - (略)

(弁明書等の提出)

- |第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書(<mark>別</mark>第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書(<mark>別</mark> 記第4号様式の2の2)により行うものとする。
 - (略)

(放置違反金の督促)

- 日以内に督促状(別記第4号様式の2の3)により行うものとする。
- 2 (略)

(滞納処分)

- 第5条の2の5 (略)

職員証(別記第4号様式の2の6)を携帯し、関係者の請求があるときは、 これを提示しなければならない。

(確認事務に関する登録の申請等)

員会に提出しなければならない。

別表第3 (第6条の2)

路線名等	区間
(略)	
佐倉市道4-596号線	佐倉市大作地先から大作地先まで
佐倉市道4-597号線	佐倉市岩富2,217番地1先から大作一丁目4番
	<u>地 2 先まで</u>
佐倉市道6-36号線	佐倉市岩富2,272番地1先から356番地2先ま
	<u>~</u>
佐倉市道6-263号線	佐倉市岩富356番地 5 先から2, 222番地 1 先ま
	<u>~</u>
(略)	
横芝光町道E249号線	山武郡横芝光町篠本字打越堰1,339番4地先か
	ら篠本根切20番地先まで
横芝光町道E250号線	山武郡横芝光町篠本根切1番地先から9番地
	<u>先まで</u>
(略)	

職員証(別記第4号様式の2の4)を携帯し、関係者の請求があるときは、 これを提示しなければならない。

(確認事務に関する登録の申請等)

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認 事務に関する登録・登録更新申請書(別記第4号様式の2の7)を公安委 事務に関する登録・登録更新申請書(別記第4号様式の2の5)を公安委 員会に提出しなければならない。

別表第3 (第6条の2)

路線名等	区間
(略)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	

(改正案)

第1号様式の5 (第2条の3第2項)

	除外標章交付申請	青書	
		年	月 日
千葉県公安委員会	様		
住所 (所在地)			
ふりがな			
氏名 (名称)			
電 話 番 号			
その他の連絡先			
標 章 の 名 称			
番号標に表示			
されている番号			
除外を受けよう			
とする期間			
除外を受けよう			
とする区間	□ 以下の公安委員会が定る		
除外を受けようとする理由	□ 以下の公安委員会が定め	める障害を持つ者がす	乗車する。
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の5 (第2条の3第2項第1号)

通行禁止除外指定車標章交付申請書									
					年	月	日		
千葉県公安委員会	兼(警察署長経由)							
		申請者	住氏	所名					
事業所の所在地			Ē	電話 ()		
事業所名及び責任者名									
除外の指定を受けよう とする車両	登録番号								
通行許可を受けようと する規制路線及び区間									
除外指定を必要とする 事由									
標章番号、交付年月日	No.				年	月	目		
警察署長意見									

備考

- 1 除外の指定を受けようとする車両欄は、申請車両が2台以上の場合は別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(改正案)

第1号様式の6 (第2条の3第6項)

	除外標章再交付	申請書			
			年	月	日
千葉県公安委員会	様				
住所 (所在地)					
ふ り が な					
氏名 (名称)					
電 話 番 号 その他の連絡先					
標 章 の 名 称					
標章番号					
標章交付年月日					
再交付申請の理由					
備考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の6 (第2条の3第2項第2号)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書									
					年	月	日		
千葉県公安委員会		警察署長経由)							
		申請者		 第					
事業所の所在地			電	括 ()		
事業所名及び責任者名									
除外の指定を受けよう とする車両	登録番号								
許可を受けようとする 規制路線及び区間									
除外指定を必要とする 事由									
標章番号、交付年月日	No.				年	月	目		
警察署長意見									

備考

- 1 除外の指定を受けようとする車両欄は、申請車両が2台以上の場合は別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(改正案)

第1号様式の7 (第2条の3第7項)

	除外標章記載事項変更届			
		年	月	日
千葉県公安委員会	様			
住所 (所在地)				
ふ り が な				
氏名 (名称)				
電 話 番 号 その他の連絡先				
標 章 の 名 称				
標章番号				
標章交付年月日				
変更の内容				
変更の理由				
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の7 (第2条の3第2項第2号)

	駐車禁止除外指定車標章交付申請書									
							年	月	日	
千葉県	、公安委員会	 (警察署	長経由)						
				申請者	住氏					
住	所				信用	 重話 ()	
氏	名									
除外指定事由	どを必要とする									
標章番号	-、交付年月日	No.					年	月	日	
警察署長意見										

備考

- 1 本申請書は、個人標章の申請に用いること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式 (第5条第3項及び第5項)

		駐	車許可申詞	青書			
					年	月	日
警察署長	様						
		住所	(所在地)				
	申請者	氏名	(名称)				
		* **					
		電話					
番号標に表示されている番号							
許可を受けようと							
する日時期間							
許可を受けようと							
する場所							
許可を受けようと							
する理由							
第 号							
		駐 -	車 許 戸	可証			
し記のしわり新司	する たも	ان	炉の冬畑)	ァ谷ささし			
上記のとおり許可	9 00 /C/	∟ レ、1	入い 米件に	二化ソーと。			
条件							
			年	月	日		
				警察	署長	印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式 (第5条第3項及び第5項)

				駐	車	許	可	申	請	書			
2	警察署長	ま 様									年	月	日
	百尔石人	X 13K								住 所			
								申請	青者	氏 名			
	 車する自 種類	動車					1	番号 れて l	票にま いる者	長示さ 番号			
駐	車する	場所					•						
駐	車の	方 法											
適	用 多	入 文	□第4	各交通》 15条第	去 1 項				□道¤ □第4	各交通法 9条の 5			
駐	車の月	日時		月	日	F	寺	分为	から	月	日	時	分まで
申	請の	理由											
運転	住	所											
者	氏	名											
,	第	号											
	上記のと	ィナンり言	先司士	1-7-1-4	Ī	丰	許	F	ij	証			
	1. 買し Vノ ぐ	_ 40 Y F	T PJ 9 /										
	条件												
		年	月	日									
									君言	警察署長			印

備考

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 適用条文欄には、該当する条文の□の中にレ印を付すこと。

(改正案)

第4号様式の2 (第5条第7項)

		駐車許可	「証再交付	申請書			
					年	月	日
警察署長	様						
住所 (所在地)							
氏名 (名称)							
電 話 番 号 その他の連絡先							
許可証番号							
許可証交付年月日							
再交付申請の理由							
備考							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(新設)

(改正案)

第4号様式の2の2 (第5条第8項)

	駐車許可証記載事項変更届			
		年	月	目
警察署長 様				
住所 (所在地)				
氏名 (名称)				
電 話 番 号 その他の連絡先				
許 可 証 番 号				
許可証交付年月日				
変更の内容				
変更の理由				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(新設)

第4号様式の2の3 (第5条の2)

		年	月	目
様				
	千葉県公安委員会			印

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反 金の納付を命令します。同封の放置違反金納入通知書により下記の納期限までに納 めてください。

記

命令の	件	名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放置違反	金の	額	金 円
納期		限	年 月 日
納付の	場	所	
納付命令	の理	由	

注

- 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

第4号様式の2 (第5条の2)

年 月 日 様

千葉県公安委員会

印

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反 金の納付を命令します。同封の放置違反金納入通知書により下記の納期限までに納 めてください。

記

命	令	0)	件	名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放	置違	反	金の	額	金 円
納		期		限	年 月 日
納	付	の	場	所	
 納	付命	令	の理	由	

注

- 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

◎ 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から 起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対し審査請求をすることができま す。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は、 千葉県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室() において行います。

照	会	先	

◎ 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から 起算して3月以内に、千葉県公安委員会に対し審査請求をすることができま す。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は、 千葉県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

あなたの審査請求の受付は、千葉県公安委員会事務取扱い監察官室() において行います。

照	会	先	

第4号様式の2の4 (第5条の2の2)

(表)

年 月 日

弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様

千葉県公安委員会

囙

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。

なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。

また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い 仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定され る納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明 書の提出期限と同一です。

※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。

記

1 この弁明通知書の番号

弁明通知書番号第

号

2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等

納付命令の原因となる事実	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
備考	

3 弁明書の提出方法

弁	明	\mathcal{O}	件	名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
弁	明書	0	提出	先	
弁	明書(り提	出期	限	年 月 日必着

- 注 弁明書の提出に際しての留意事項
 - (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。
 - (2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。

第4号様式の2の2 (第5条の2の2)

(表)

年 月 日

弁 明 通 知 書 (弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ) 様

千葉県公安委員会

印

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記2のとおり放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事案について弁明をしたいときには、下記3により弁明書を当公安委員会あて提出してください。

なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。

また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い 仮納付することができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定され る納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明 書の提出期限と同一です。

※ この弁明通知書は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づくものです。

記

1 この弁明通知書の番号

弁明通知書番号第

号

2 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等

納付命令の原因となる事実	
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
備考	

3 弁明書の提出方法

弁	明	の	12	‡	名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
弁	明書	0)	提	出	先	
弁	明書の	ひ 携	計出	期	限	年 月 日必着

- 注 弁明書の提出に際しての留意事項
 - (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の内容を記載し、提出してください。
 - (2) 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を裏付ける資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明書に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出された資料は、原則として返却いたしません。

\bigcirc	仮納付に	トス	壬焙の	公 夕公士
(O)	1尺が11に	よる	干がたり	ノボミが言

- 1 仮納付制度の概要
 - (1) 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合は、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません(道路交通法第51条の4第10項及び第11項)。
 - (2) あなたが仮納付を行った後、放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。
- 2 仮納付の期限、場所及び方法
 - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。
 - (2) 仮納付の場所は、放置違反金仮納付書記載の納付場所です。
 - (3) 仮納付するときは、同封の放置違反金仮納付書により納めてください。 なお、分納はできません。
- 3 公示による納付命令の場所
 - (1) 公示による納付命令の場所 千葉県公安委員会の掲示板()
 - (2) 公示による納付命令は、この弁明通知書の番号を(1)の掲示板に表示することにより行います。

照	会	先

\bigcirc	仮納付に	トス	壬焙の	公 夕公士
(O)	1尺が11に	よる	干がたり	ノボミが言

- 1 仮納付制度の概要
 - (1) 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合は、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません(道路交通法第51条の4第10項及び第11項)。
 - (2) あなたが仮納付を行った後、放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。
- 2 仮納付の期限、場所及び方法
 - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。
 - (2) 仮納付の場所は、放置違反金仮納付書記載の納付場所です。
 - (3) 仮納付するときは、同封の放置違反金仮納付書により納めてください。 なお、分納はできません。
- 3 公示による納付命令の場所
 - (1) 公示による納付命令の場所 千葉県公安委員会の掲示板()
 - (2) 公示による納付命令は、この弁明通知書の番号を(1)の掲示板に表示することにより行います。

照	会	先

<u>第4号様式の2の5</u> (第5条の2の3)

				124													年		月	F]
				様		מבו	7			/	千葉	県仏	公安		会					Ē]
^	あな	たに対	けし、	道	路多	型 が通り	第5	1条	(D) 4	促第4	4項	の表	見定	状にこ	より	、放	置i	皇反	金の	納付	ナを
可才	合している	ません	のて	· .	同身	入第13	3項(の規	定し	こよ	り督	促し)ま	す。							
V	١,	の指定																			
j	こり、		- の則	/産	を見	巨し排	きさ	える	ر ک	لح لح	なり	まっ	上。					•			
V	なお、ます。	、完納	421	した	俊、	_ 0_	が	足状	70.3/1	曲い	に場	合门	ス、	打さ	连连	V	; · 9 (かで	、餌]]	、限
	年度	弁り	明 通	知	書	の番	号	放		置	違	反	į.	金	延			滞		金	<u>}</u>
		第					号							円		法	令に	よる	5金額	頂	
	指 5	三 納	付:	魽	限					年			3		H	まで	5				
	納	· //iii 付	場		所								1		Н	<u>م ر</u>					-
泪		1.1	*///	,	171																
-	1 .	上記の の対象					バ延?	帯金	を糸	讷付	しな	い草	易合	、 治	去令	の規	定に	こよ	り、	車核	柜
	2	同封しなお、	たが	过置	違反	え金糸														: 75 길	台該
	放	登違反 の上、	え金ど	とび	延滑	帯金を	:納付	寸し	たこ	ع _	を証	する	る書	面に	こな	りま	する	ので	、天	:切に	2保
参	3 ¹⁵ 效示	延滞金	またと) V V	てに	ま、裏	でする	をご	覧〈	くだ	さい	'o									
*	1	この 算して																			
	ま	す。 なお、				-															
	て	も、こできな	の処	l分	O F	日の翌	2日7	から	起算	算し	て1	年を	を経	過	トる	と審	査	清求	をす	るこ	٤ _
	2	処分 <i>σ</i> 6 箇月)取消	当し	の意	斥えた	は、こ リシャ	この	処分とし	分のして	あつ (訴	たこ	こと	を知	一つて手	た日葉県	のき	翌日	からする	起算者に	すし t
	千	葉県仏なお、	〉安委	₹員:	会と	こなり	まっ	ナ。)	、扌	是起	する	2	ヒが	でき	きま	す。					
	つ	ても、	$\subset \sigma$)処	分の	つ日の)翌	ヨか	らま	呈算	して	1年	₽を	経过	哥す	ると	処分	分の	取消	i LO)訴
	た影	を提起 日の翌 えは、	見りると	いらな家	起算	算して 書 求 に	3)	うりょう	内に裁判	こ審	査請	求を	をし	たり	場合	にはた日	() \$ () }	・ 処分 翌日	の取から	消し記録	の
	てあな	んらだれる (6) 色色を (6) おいて (7) おいて (7) おいて (7) かいて	以内 Y査計	引に	提走の多	己する	ر ان ک	ヒが	でき	きま	す。									, CE 3	- 0
	<i>)</i> (C.	40 V · (- 11 v	٠,	90							F.	<u></u>			<u></u> 会			<u></u> 先		
										-											

<u>第4号様式の2の3</u> (第5条の2の3)

ໄ 关		年	月 日
様	千葉県公安委員	員会	印
あなたに対し、道路交通法第51条の4 命令しましたが、その納期限(年 月 日)	より、放置違身を経過して	豆金の納付を も未だ納付さ
れていませんので、同条第13項の規定に、 下記の指定納付期限までに、同封の放けい。		こより至急納	付してくださ
*:。 指定納付期限までに完納されないときにより、あなたの財産を差し押さえることに		第51条の4第1	14項の規定に
なお、完納された後、この督促状が届います。		き違いですの	で、御了承願
年度 弁明通知書の番号 放置	違 反 金	延滞	金
第 号	円	法令によ	る金額
指定納付期限	 毛 月	 日まで	
納付場所		пъс	
注			
1 上記の放置違反金及び延滞金を納ける 一 1 上記の放置違反金及び延滞金を納ける。	寸しない場合、注	去令の規定に.	より、車検拒
2 同封した放置違反金納付書により なお、納付した場合には、放置違			
放置違反金及び延滞金を納付したこ 管の上、車検を受ける際に提示して	とを証する書面に	こなりますの	で、大切に保
3 延滞金については、裏面をご覧くな 教示	ださい。		
1 この処分に不服があるときは、この 起算して3月以内に、千葉県公安委員 ます。			
なお、この処分のあつたことを知っ	つた日の翌日かり	ら起算して3	月以内であつ
ても、この処分の日の翌日から起算ができなくなります。			
2 処分の取消しの訴えは、この処分で6箇月以内に、千葉県を被告として毎月以内に、千葉県を被告として	て(訴訟におい)	て千葉県を代	日から起昇し 表する者は、
千葉県公安委員会となります。)、提議なお、この処分のあったことを知っている。	った日の翌日かり	ら起算して61	
つても、この処分の日の翌日から起う えを提起することができなくなりまった日の翌日から起算して3月以内に	昇して1年を経り す。ただし、こ(回りると処分ののののののののではない。	の取得しの訴 たことを知つ
訴えは、当該審査請求に対する裁決の	のあつたことを <i>タ</i>	易合には、処理 知つた日の翌	分の取消しの日から起算し
て6箇月以内に提起することができる あなたの審査請求の受付は、千葉県公会)において行います。	ます。 安委員会事務取打	汲い監察官室	(
	照	会	先

◎ 延滞金について

公安委員会は、放置違反金について督促をしたときは、当該放置違反金の額に、納付命令により通知した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。

なお、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。

延滞金は、放置違反金の納付後、その全額が1,000円以上となるときに、延滞 金納付書を送付して徴収します。

◎ 延滞金について

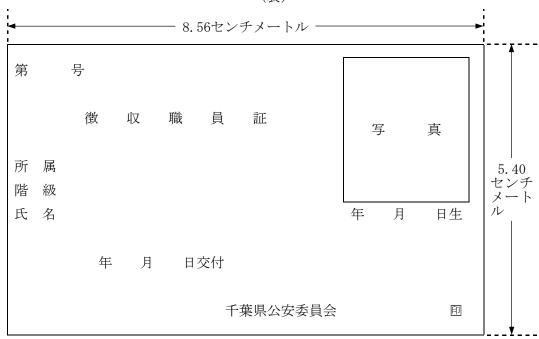
公安委員会は、放置違反金について督促をしたときは、当該放置違反金の額に、納付命令により通知した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。

なお、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。

延滞金は、放置違反金の納付後、その全額が1,000円以上となるときに、延滞 金納付書を送付して徴収します。

第4号様式の2の6 (第5条の2の5第2項)

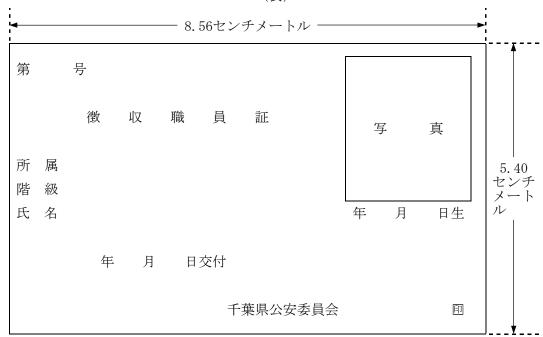
(表)



- 注 写真は上三分身とし、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。 (裏)
- 1 この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項 の規定により放置違反金及び延滞金に係る滞納処分を行う場合に使用 し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に公安委員会印及び契印の無いものは無効とする。

第4号様式の2の4 (第5条の2の5第2項)

(表)



注 写真は上三分身とし、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。 (裏)

- 1 この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項 の規定により放置違反金及び延滞金に係る滞納処分を行う場合に使用 し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票に公安委員会印及び契印の無いものは無効とする。

<u>第4号様式の2の7</u> (第5条の2の6)

			*	受理年	月日		年	月	日
			*	受理番	\$ 号				
			*	登録年	月日				
			*	登録者	争号				
		確認事	務に関する	登	禄申記	青書			
		,.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	登	射 "		年	月	日
千葉		会 様			ナたこ	z 审致:	ドクデナ	 1-141	
				請者	法人の 代表す	か名称 皆氏名	所の所在		
道路	各交通法第5	1条の8第2項 第7項	の規定によ において準	.り登録 用する	司条第	第2項の	の規定に	こより登	登録更新
の申請	青をします。								
	フリガナ) 人の名称								
	たる事務所 所 在 地	電話()						
法	人の種類	1 株式会社 4 その他(2 —	·般財団泊	去人	3	一般社	上団法ノ	(
,	フリガナ) 表者氏名								
(登録	录更新申請の	り場合のみ記載))						
登銀		<u></u> 記載されてい	る登録年	月日			年	月	日
登卸	録通知書に	こ記載されて	いる登録	番号	第				号
※ 添 付 書 類	□ 役員 <i>0</i> □ 欠格專□ 欠格專□ 貯車監上)		ハ旨の誓約 の誓約書 の写し(2	名以	□ 信□ 信□ 信□ (7)	長法(F F)第7 事項(タ 司法第3	D写し 昭和42 7条国の第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年法律 5 号に排 5 あつで 5 に規定	は第81 掲げる には、 とする
備考 1 2		は、記載しない。 录更新の別によ		「を○印 [、]	で囲む	っこと。			

<u>第4号様式の2の5</u> (第5条の2の6)

			*	受理年	月日		年	月	日
			*	受理番	\$ 号				
			*	登録年	月日				
			*	登録者	争号				
		確認事	務に関する	登	禄申記	青書			
		,.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	登	射 "		年	月	日
千葉		会 様			ナたこ	z 审致:	ドクデナ	 1-141	
				請者	法人の 代表す	か名称 皆氏名	所の所在		
道路	各交通法第5	1条の8第2項 第7項	の規定によ において準	.り登録 用する	司条第	第2項の	の規定に	こより登	登録更新
の申請	青をします。								
	フリガナ) 人の名称								
	たる事務所 所 在 地	電話()						
法	人の種類	1 株式会社 4 その他(2 —	·般財団泊	去人	3	一般社	上団法ノ	(
,	フリガナ) 表者氏名								
(登録	录更新申請の	り場合のみ記載))						
登銀		<u></u> 記載されてい	る登録年	月日			年	月	日
登卸	録通知書に	こ記載されて	いる登録	番号	第				号
※ 添 付 書 類	□ 役員 <i>0</i> □ 欠格專□ 欠格專□ 貯車監上)		ハ旨の誓約 の誓約書 の写し(2	名以	□ 信□ 信□ 信□ (7)	長法(F F)第7 事項(タ 司法第3	D写し 昭和42 7条国の第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年法律 5 号に排 5 あつで 5 に規定	は第81 掲げる には、 とする
備考 1 2		は、記載しない。 录更新の別によ		「を○印 [、]	で囲む	っこと。			